

令和4年1月13日
令和3年度 第3回評議会

資料 3-1

令和4年度 福井支部事業計画

令和 4 年度事業計画 (福井支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする</p> <p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p>

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

4. 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PT会議や、事業主への立入検査を積極的に行う。

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部

位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

9. オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・加入者にマイナンバーカードの取得を促し、マイナンバーカードの保険証利用登録を勧める。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

10. 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

	<p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関が実施する生活習慣病予防健診の巡回健診を活用する。 ・ 事業者健診にかかる同意書提出のあった事業所から着実にデータを取得する。 ・ 健診推進経費を活用して健診機関に生活習慣病予防健診受診勧奨を委託し、受診者を増やす。 ・ 特定健診の早期受診者に特典クーポンを提供する事業を実施し、受診促進を図る。 ・ 協会主催の特定健診にかかる集団健診の回数を増やし、県内全域で実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 65.7%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 13.1%以上とする</p> <p>＜参考＞被保険者（40歳以上）（実施対象者数：121,863人）</p> <p style="padding-left: 40px;">生活習慣病予防健診 実施率 65.7%（実施見込者数：80,064人）</p> <p style="padding-left: 40px;">事業者健診データ 取得率 13.1%（取得見込者数：15,965人）</p>

③ 被扶養者の特定健診実施率を 25.9%以上とする

<参考>被扶養者（実施対象者数：27,374人）

特定健康診査 実施率 25.9%（実施見込者数：7,090人）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日及び後日訪問等による初回面談の実施をより一層推進する。
- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・被扶養者に対する特定保健指導については、利便性や利用価値の向上に努めて健診機関への委託による実施を推進する。
- ・特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた保健指導の評価を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 32.4%以上とする

<参考>被保険者（特定保健指導対象者数：19,686人）

特定保健指導 実施率 32.4%（実施見込者数：6,379人）

②被扶養者の特定保健指導の実施率を 22.5%以上とする

<参考>被扶養者（特定保健指導対象者数：667人）

特定保健指導 実施率 22.5%（実施見込者数：150人）

iii) 重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
- ・福井県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に則り、郡市医師会や他の保険者と連携して効果的に事業を推進する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を14.5%以上とする

＜参考＞未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,500人

iv) 喫煙者対策

- ・喫煙者に対し禁煙外来等の情報を提供し、禁煙に対する動機付けを高める。

v) 生活習慣病予防を目的とした定期的な歯科受診の啓発

- ・事業所における健康診断項目への歯科健診追加を目指し、事業所訪問による出張歯科健診を実施する。
- ・簡易唾液潜血検査による歯周病チェックと合わせた講習会を実施し、歯周病予防の重要性と定期的な歯科受診の必要性を周知する。
- ・糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病治療者へ歯科受診を勧奨する。

vi) コラボヘルスの推進

① 健康づくり宣言事業所の拡大

- ・積極的に事業所を訪問し、インセンティブ指標を中心とした健康づくりの取り組みを勧めながら、健康づくり宣言へ参加を勧奨する。
- ・業態別の健康課題を分析した上で、業界団体と連携した健康経営の推進により、健康度の向上を目指す。

・経済団体や市町と連携して、健康経営の地域的な広がりを推進する。

② 健康づくり宣言事業所の取り組み支援

- ・健診結果が見える化した「事業所カルテ」により、健診結果の経年変化を踏まえ、健康課題の改善に向けた今後の取り組み内容を事業所とともに検討する。
- ・生活習慣の見直しや健康リテラシー向上に資する各種講習会を、事業所訪問やWeb配信で実施する。また、健康課題に応じたポスターを配付する。
- ・チーム単位でエントリーするアプリを利用して、運動習慣の定着とコミュニケーション醸成を目的とした「事業所対抗ウォーキングラリー」を実施する。
- ・「健康経営優良法人」及び「ふくい健康づくり実践事業所」の認定に向け、各制度の評価項目に適合する取り組み実践を後押しする。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,280 事業所以上とする

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・メルマガやホームページを充実させ、加入者の行動変容につながるタイムリーな健康情報を発信する。
- ・データ分析の結果に基づくプレスリリースにより、協会の事業を広く周知する。
- ・健康づくりへの関心が広く浸透するよう、新聞・テレビ・ラジオなどマスメディアを活用した広報を実施する。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 65.8%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- ・年齢別のジェネリック使用割合を踏まえ、若年層にターゲットを絞った広報を実施する。
- ・子育て世代の健康リテラシー向上と医療費適正化を目的に、新生児の親に向けて広報誌を配付する。
- ・近畿厚生局福井事務所及び福井県保険者協議会と連携して、医療機関、薬局へ「見える化ツール」を配布し、全県的なジェネリック医薬品使用割合向上を図る。あわせて、医療機関及び薬局を訪問し使用促進を働きかける。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする
（※）医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の着実な実施による行動変容促進

- ・各指標における事業所の実績を掲載した「インセンティブレポート」により、各指標向上に向けた事業所の取り組みを促す。
- ・各指標の実績、とりわけ特定健診及び特定保健指導の実施率が低い事業所を訪問し、生活習慣病予防健診の利用や健診結果のデータ提供、特定保健指導の利用を勧奨する。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会等に積極的に参画し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりについて、データ分析の結果に基づいた効果的な意見発信を行い、関係機関と広く連携して事業を推進する。

	<p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して、医療費等の地域差分析を行う。
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1. 人材育成</p> <p>i) ジョブローテーション等による多角的な業務力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的業務力の広範囲な習得を図るため、若手職員のジョブローテーションを計画的に実施する。 ・ジョブローテーションを通じて、これまでの業務内容を再点検するとともに、先入観のない新鮮な感覚で気づいた課題を業務改善につなげる。 ・関係職員へ適切に情報を周知するほか、担当業務の枠を超えて意見を出し合い、業務の連携を図りながら知識とスキルを習得する。 <p>ii) マネジメントによる能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の各事業における個々の役割と責任を明確にしたうえで具体的な目標を設定する。 ・管理者は、目標の進捗状況を管理し適切な助言を行い、自主性を育成しながら計画的・着実に事業を推進させる。 <p>iii) 研修による知識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修を計画的に実施する。

- ・ 広報や文書における訴求力を高める表現方法を習得するほか、事業所訪問により実践で訴求力を向上させる。

2. コンプライアンス

- ・ 個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を定期的を実施し、個人情報保護活動計画及びコンプライアンス推進計画に基づき着実に活動する。
- ・ 定期的な自主点検と月次の確認により、各種規程の遵守を徹底する。
- ・ 日常的なコミュニケーションを通じ、リスクの感知に努める。

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 関係業者へ公告内容を広く周知し、十分な公告期間や履行期間の設定により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え外部委託を進める。

- KPI : 一般競争入札の一者応札件数を1件以下とする